

| | |
|------------------|---|
| Title | 原理主義と民主主義 |
| Sub Title | Fundamentalism and democracy |
| Author | 根岸, 毅(Negishi, Takeshi) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2002 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.3 (2002. 3) ,p.1- 35 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20020328-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

原理主義と民主主義

根 岸 毅

- ① 九・一一テロ事件が提起した問
- (1) 事件の経緯
- (2) 政治学に対して提起された問
- ② 思考方法としての原理主義
- ③ 自由とテロリズム
- ④ 思考方法としての再行主義
- (1) 進歩とその普遍的価値
- (2) 進歩の条件
- (a) 「やり直し」(repentance) の機会
- (b) 他者の役割
- (3) 民主主義の政治制度
- (4) 民主主義とテロリズム
- ⑤ 原理主義と民主主義
- ⑥ 問題の論理を超える側面
- (1) 思考の不健全さ
- (a) 思考能力の発達環境の整備
- (b) 政教分離の政治制度の確立
- (2) 他の目的の重み
- (3) 多数派に求められる配慮
- ⑦ 政治学者の責任

① 九・一一テロ事件が提起した問

(1) 事件の経緯

二〇〇一年九月一日、アメリカ合衆国でいわゆる「同時多発テロ」事件が発生した。ニューヨークでは「世

「界貿易センター」ビルが破壊され、何千人もの一般人が犠牲となった。

犯行声明が出されていないので、だれがどのような意図をもってこの事件を起こしたのかは定かでない。しかし、破壊そのものが目的であったとは考えにくい。犯人は、犯行声明は出さずとも、だれがどのような意図のもとに行動を起こしたかは分かるはずだと考えていた、と読むのが合理的である。犯人には実現したい目的があり、テロ攻撃の対象となったアメリカ合衆国政府にその受け容れを強要するため脅しとして暴力を行使した、と考えられる。⁽¹⁾

事件直後、アメリカ合衆国政府は、事件の首謀者が国際的テロ組織アルカイダ (al Qaeda) を率いるウサマ・ビンラディン (Osama bin Laden) だと断定した。⁽²⁾ そのビンラディンは、みずからの事件への関与こそ認めなかったが、テロ攻撃を、アメリカのイスラエル支持の阻止およびイスラムの聖地があるサウジアラビアから非イスラム国アメリカの軍隊を排除することに結びつけ、その正当性を主張した。⁽³⁾

このテロ攻撃に対する世界の反応は、すばやくかつ劇的であった。大多数の国家が反テロリズムのスローガンの下に結集し、「アメリカを中心とする国際社会」対「ビンラディンと彼をかくまうアフガニスタンのタリバン (Taliban) 政権」の対立の状況が生まれた。そして、同年一〇月七日、アメリカと反テロリズムで結集した数か国が、ビンラディンの捕捉およびアルカイダ組織とタリバン政権の壊滅をめざして、アフガニスタンで軍事力の行使を開始した。

(2) 政治学に対して提起された問

ビンラディンは、この事態を「イスラム信者対不信心者」の図式で捉え、イスラムに則り、テロ攻撃を正当化し、アメリカ等によるアフガニスタンでの軍事力の行使を不当なものとして断じ、イスラム教徒が多く住む諸国から

の支援を引き出そうとした。⁽⁴⁾これに対し、テロ攻撃を加えられたアメリカ合衆国のブッシュ大統領は、「自由かテロか」の二者択一の図式でこの事態を捉えようとした。その意図は、自由の対極にテロリズムを位置づけ、テロリズムに対抗する勢力の結束を固めることにあつた。⁽⁵⁾

テロ攻撃がいつどこで発生するか分からないことがはつきりした今、これらの呼び掛けにどう応ずるかは重大な問題である。この関連で、私たちは傍観者でいることは許されない。事件は、私たち一人ひとりに、なんらかの態度決定を迫っている。

しかしながら、ビンラディンとブッシュ大統領が事態の把握に用いる図式は一見したところ次元が異なり、なにとなが対立しているのか明快ではない。そこで、まず、「両者の主張や事件に触発された議論のなかにあり、いまだ十分に検討されていない重要な論点」を確認し、それを材料として両者の主張を同一の次元に置き直すことにする。

上記の、ビンラディンとブッシュ大統領の主張はいずれも、ただ結論を示すだけで、それに至る論理の筋道を示してはいない。

ビンラディンは、数多くのイスラム国家もまた反テロリズムの旗の下に結集した事実があるにもかかわらず、⁽⁶⁾イスラムに拠るとどのような論理の筋道でテロ行為が正当化されるのかを示していない。また、ブッシュ大統領は、テロ攻撃という形での異議申し立てがあるにもかかわらず、自由にはどのような価値があるのか、自由とテロリズムはどのような意味で対極の関係にあるのかは、自明のこととして説明を加えていない。⁽⁷⁾さらには、アフガニスタンでの軍事力の行使に対して、アメリカ国内でさえ反対の示威行動があつたにもかかわらず、⁽⁸⁾自由の政

治体制を守ることとテロ組織の軍事的打倒とがどのような論理で両立するのかは、明らかにされて⁽⁹⁾いない。

事件発生から時が経つにつれ、テロ攻撃の原因を、たとえば富の偏在に、いいかえればアメリカに代表される豊かな「北」とアフガニスタンを含めた貧困の「南」の対照を求める類の論調が現われてきた。アメリカには貧困に喘ぐ人びとに対する配慮が欠けている、それがテロにつながったというのである。⁽¹⁰⁾

この説明は、九・一一事件につながった要因の一つを正しく指摘している。それが前提としているのは、「人は大きな不満を抱いたときに暴力的手段をとることがある」という人間の行動様式である。しかし、この説明は、同じ不満を抱く人であっても、正当防衛や緊急避難の場合を除いては、決して暴力的手段に訴えない人もまた存在することには考慮が払われていない。つまり、この説明は、人が目的を実現しようというときの、「それが割に合うならば」他の手段が尽きた場合にはかならず暴力的手段をとることになる理由」と「正当防衛や緊急避難の場合を除いては、決して暴力的手段に訴えようとしな⁽⁹⁾い理由」の違いを指摘し得ていない。

以上の考察から、両者の主張や事件に触発された議論のなかにある重要な論点は、つぎのように整理できる。

人の思考方法(とそれにもとづく行動様式)には、自分の目的の実現のために、「他の手段が尽きた場合にはかならず暴力的手段に訴える」型と、「決して暴力的手段に訴えない」型の二つがある。

(i) これらの思考方法それぞれの特徴と、両者の違いはどのようなものか？

(ii) 前者の型の思考方法では、テロリズムはどのような論理の筋道で正当化されるのか？ 後者の型の思考方法では、自由にはどのような価値があるとされ、それに対置されるテロリズムはどのような論理の筋道で否定されるのか？

(iii) 後者の型の思考方法では、テロリズムを排除するための軍事行動は正当化できるのか？ できるとすれば、どのような論理の筋道で正当化するのか？

すでに明らかのように、ビンラディンにしてもブッシュ大統領にしても、テロ攻撃およびそれに対する反撃としての軍事行動に関して、みずからの考えを体系的に提示しているわけではない。上記の論点に答える論理を提示してはいない。それが、両者の主張が次元を異にするとの印象を与える主な原因だと私は考える。したがって、以下では、両者の呼び掛けとそれを支持する人びとの主張を、同一の次元に置き、かつ「論理的に筋の通ったもの」とするために私が再構成した思考方法とその帰結を提示し、それについて考察を加えることにする。

私は、ビンラディンとタリバン政権、アメリカを中心とする国際社会の双方の言動を、論理的矛盾を可能な限り少なくして理解するためには、事件を起こした人びとは「原理主義」(fundamentalism)の思考方法をとっており、「反テロリズムのスローガンの下に結集した人びとは「再行主義」(redoism)とも呼ぶべき思考方法をとっている」と理解する必要があると考えている。⁽¹¹⁾ 事態をこのように捉えることで、両者の主張を思考方法という同一の次元に置き、上の論点について両者が体系的かつ矛盾なく考えたとすればこうなるであろうと思われる考えを示すことが可能となる。

本稿が検討を加えるのは、「原理主義」と「再行主義」という異なる二つの思考方法の理論上の優劣関係であり、それにもとづいて私たちの支持不支持が決まる具体的な行動の適否ではない。⁽¹²⁾ つまり、事件から私が読み取った問は、「テロリズムを生みだす思考方法としての原理主義と反テロリズムの思考方法としての再行主義のいずれが優れているか」である。

以下では、まず、思考方法としての原理主義と再行主義の特徴を明らかにし、ついで、それらの思考方法では「強制」の要素がどのような位置を占めるのか、さらに、それらに基づく政治の仕組みづくりにおいて「自由」と「テロリズム」がどのような位置を占めるのか、を検討する。

- (1) 同様の見方は、ブッシュ大統領が、事件直後の九月二〇日に議会で行なった演説のなかで表明している。「テロ攻撃を実行したと考えられる」アルカイダがテロ行為をするのはマフィアが罪を犯すのと同じだ。だが、彼らの最終目的は「マフィアのように」金を稼ぐことではない。あらゆる場で人々に過激な信条を強要しようとしているのだ。」『朝日新聞』二〇〇一年九月二一日、夕刊、二面。
- (2) 参照、パウエル国務長官の同年九月一三日の記者会見での発言（『朝日新聞』二〇〇一年九月一四日、夕刊、一面）。
- (3) 参照、同年一〇月七日にカタールの衛星放送局アルジャズィーラ (Aljazeera) から放映されたビデオのなかでのビンラディンの発言（『朝日新聞』二〇〇一年一〇月九日、朝刊、三三三三三三）。そこで、ビンラディンは、「パレスチナに平和が訪れない限り、異教徒の軍隊がムハンマドの地から出ていかなければならない、米国に平和は訪れない」、「神は米国を破壊したムスリムの先兵たちを祝福—すると述べている。
- (4) 参照、前述一〇月七日のビデオ放映。そこで、ビンラディンは、「世界は今、信仰をもつ者と、異教徒に分かれようとしている。すべてのムスリムは信仰を守るため、立ち上がらなければならない。預言者ムハンマドの地、アラビア半島から悪魔を追放する風が吹いている」と述べている（『朝日新聞』二〇〇一年一〇月九日、朝刊、三三三三三三）。同年二月二六日のビデオ放映のなかでは、「我々の米国に対するテロ行為は、米国のイスラエル支持を阻止するためのもので、神聖なものだ」と述べている（『読売新聞』二〇〇一年二月二八日、夕刊、三三三三三三）。
- (5) 参照、ブッシュ大統領は、事件直後の九月一三日に発表した声明で、「我々は断固とした決定と解決のために団結しなければならぬ。自由と民主主義が攻撃されている」、「敵は、我が国民だけでなく、世界中の自由を愛する人々すべてを攻撃した」、「世界の自由を愛する国々は我々の味方である」と述べ（『朝日新聞』二〇〇一年九月一三日、朝刊、三三三三三三）、また、九月二〇日夜に行なった議会演説では、「国際社会には『米国につくか、テロ組織につくか

- の選択を求める」と表明し、明確な団結を迫った」（『朝日新聞』二〇〇一年九月二二日、夕刊、一面）。
- (6) イスラムの教義は相対立する解釈を許すようである。二〇〇一年二月三〇日にオマーンで開かれた湾岸協力会議（GCC）で、サウジアラビアのアブドラ皇太子は、「あらゆるテロを明確に非難することは、すべてのイスラム教徒の義務である」と演説した。これとは対照的に、市井のモスクでは、「イスラム教徒を脅かす異教徒は聖戦の対象」と断ずる導師が多いという。（『読売新聞』二〇〇二年一月五日、朝刊、七面）。
- (7) ブッシュ大統領は、アフガニスタンでの軍事作戦開始を受けての演説で、「九月一日以来、若い世代の米国人全員が、自由の価値と、そのために払われる代償、義務と犠牲について、新たな理解を得るようになった」と述べているが、それ以上の説明はしていない（『朝日新聞』二〇〇一年一月九日、朝刊、六面）。
- (8) 反戦の気運については、参照、『朝日新聞』二〇〇一年九月二二日、朝刊、三四面、および、一月九日、朝刊、三五面。反テロリズムの軍事行動を否定する意見では、暴力は暴力の連鎖しか生まないとされる（参照、例えば、『読売新聞』二〇〇二年一月八日、朝刊、三八面）。坂本龍一の「非戦」の考えはその一例である（参照、坂本龍一監修『非戦』幻冬舎、二〇〇二年）。
- (9) ビンラディンは、前述一二月のアルジャズイールからの放映のなかで、アメリカがテロだとして非難した一九九八年ケニアのナイロビのアメリカ大使館爆破事件の際に爆発した爆弾が二トン足らずであったのに対し、今回のアフガニスタンでのアメリカ軍による爆撃では一個七トンもの爆弾が使用されたことを指摘し、彼の側のテロ攻撃と反テロリズムの軍事行動が、このようにして比較可能な同類のものであるとする理解を、暗にほめかしている（『読売新聞』二〇〇一年二月二八日、夕刊、三面）。
- (10) 記事『米の政策がテロ呼び起こす』米以外の識者半数超す回答』は、「米国とそれ以外の国のオビニオン・リーダーが同時テロの背景や原因について異なる見方をしていることが米有力調査機関の調査で明らかになった」とし、「米以外の国では五八％の回答者が『世界中の多くの人が米の政策がテロを呼び起こしたとみている』と答えたが、米では一八％にとどまった」、「米国が世界で嫌われる理由」は「米の政策が世界で貧富の差を拡大しているため」と報じている（『日本経済新聞』二〇〇一年二月二六日、朝刊、二面）。
- (11) ドーキンス (Richard Dawkins) のつぎの発言は、私の理解に近いものがある。「宗教は無害なナンセンスでは

なく、危険なナンセンスだ。・・・私には、米国の側でも、テロリスト側と同じように、危険なものが崇拜されているように思える。しかも、そうした(宗教的な)思いこみが事件の根本原因だということに気がついていないようだ」(『読売新聞』二〇〇二年一月二二日、朝刊、一面、強調・根岸)。

(12) ある行動の主体(例えば一国の政府)が起こす具体的な行動については、さまざまな観点からその適否を論ずることがができる。まず、ある行動を起こすことは、一定の目的(意図)とそれに対応する手段の適合性の計算にもとづいて決定される。ここで、その意図(例、自由を守る)と計算(例、ビンラディンは確かに事件の首謀者か?)が評価の対象になる。行動は、ひとたび起こされると、意図しない結果をもたらすことが多い。副作用とか累積効果とかそれがである(例、非戦闘員を戦禍に巻き込むこと、テロ攻撃が全世界に拡散すること、軍事行動終結の見通しが立たなくなること)。くわえてこれが評価の対象となる。また、その行動の決定に別の意図がかかわっている場合には、結果にはじめの意図の観点からみれば「不適当」と判断される要素(例、仕返し感情の満足、情報機関が工作を行なうまで支える利権の維持拡大)が含まれることになる。さらには、人間の行動は一定の歴史的事実(例、数次にわたる中東戦争、イスラエルによるヨルダン川西岸地区などの占領、そのイスラエルへのアメリカの支援)の積み重ねのうえに行なわれるので、その適否は、その積み重ねから切り離しては語れない面をもっている。

このことからつぎが指摘できる。いま、私が特定の意図を内にもつ特定の思考方法が優れているとの理論的立場に立ち、また、ある政府が原則的にはその思考方法をとっているとすれば、私はその政府を大筋としては支持できるところになる。しかし、それは、その政府がとる個々の具体的な活動(例、今回のアメリカを中心とするアフガニスタンでの軍事行動)のすべてを私が支持できるということを、必ずしも意味しない。

本稿がかかわるのは前者の理論の問題であり、具体的な適否を考慮に入れてはじめて判断がつく後者の具体的な支持不支持の問題ではない。

② 思考方法としての原理主義

「原理主義」とは、「ある原理を無謬のものとして前提に置き、それが指し示す特定の具体的な生き方のみを肯定し、それを否定したり、それに疑問を投げかけたりすることをいっさい認めない」思考方法⁽¹⁾を言う。その具体的な展開の過程は、つぎに示すように、「強制」の要素に特徴づけられたものとなる。

原理主義者は、思考の出発点に、「無謬であり、したがってすべての人が無条件で受け容れるべきもの」と彼が考える特定の「原理」を前提として置く。その帰結は、その前提から導き出される特定の「具体的な生き方」もまた無謬であり、したがってすべての人が無条件で受け容れるべきものとなる。

原理主義がよしとする状態、すなわち、すべての人が特定の生き方のみを肯定する状態の実現が危うくなるのは、その生き方を否定したり、それに疑問をもったりする人が現われる場合である。したがって、その状態の実現を確かなものとするためには、その生き方を否定したり、それに疑問をもったりする人に働きかけて態度を変えさせ、その生き方を受け容れるようにし向ける必要がある。具体的には、その人が選択を行なう際の「与件」を操作して「受け容れ」選択肢を選択させること、つまり強制力の行使⁽²⁾が必要となる。

原理主義がよしとする状態を受け容れない人たちは、すべての人が無条件で受け容れるべきものを受け容れない人たちである。したがって、他の手段を尽くしてもそれが聞き入れられない場合には、暴力的手段を用いてもその受け容れを強要することが正当かつ必要と考えられる。

この考えが政治の仕組みづくりの場面で用いられると、政治上の原理主義となる⁽³⁾。そこでは、特定の個人または集団が信じる原理が指し示す内容の政府活動を他の人びとが受け容れるよう、その人びとに対して強制力を行使

「使することが正当かつ必要とされ、また実際にしばしば強制力が行使される。その最終的な——他の手段が尽きてしまった場合の——形態が「テロリズム」⁽⁴⁾である。原理主義の思考方法にあつては、テロリズムはこのようにして正当化される。

以上から明らかになるのは、原理主義の思考方法を採用すると、他の手段が尽きた場合にはかならず暴力すなわちテロ行為が、正当かつ必要な手段として採用されるといふことである。

☆

ビンラディンの主張は、彼の思考方法が原理主義のそれであると考えると矛盾なく理解できる。彼の場合、前提としての原理はイスラムの教義である⁽⁵⁾。原理主義の思考方法をとれば、イスラム・非イスラム国にかかわらず、政府は、その教義のビンラディンの解釈（彼が考えるその教義の論理的含意）のとおりに施策を展開することが必要となる。その状態が非暴力的手段によって実現できない（とビンラディンが考える）現実を踏まえれば、九・一一のテロ攻撃は正当かつ必要であつた。ビンラディンの思考の筋道は以上のように記述できる。

ところで、テロリズムは、暴力の行使それ自体を目的としているのではないから、暴力を行使する者の政治的要求が受け容れられれば、そこで止む性質のものである。しかし、ある個人または集団がテロリズムを容認する思考方法をもち続ける限り、一つの政治的要求が受け容れられても別の政治的要求が生まれれば、その実現のためにもまた暴力的手段に訴えることは排除できない。したがって、一つのテロ攻撃に屈することは、「他者に強制されることなく意思決定が行なえる政治的環境を放棄する」ことにつながる。

ここに、テロリズムを正当化する原理主義の思考方法と自由の「対極（二者択一）の関係」が見えてくる。

(1) 日本語の主な政治学事典、哲学事典、社会学事典などに、思考方法としての原理主義のみるべき定義はない。

一般の辞書によれば、「原理主義」(fundamentalism) は「a “movement or point of view characterized by rigid adherence to fundamental or basic principles” (American Heritage Dictionary, 3rd ed.)」[「教典」は無謬であり、「そ」の根本教義は逐語的に真実であると信じ……る立場……他の宗教や思想においてこれと同様と見られる傾向についてもいう]（『広辞苑』第五版）とされる。

ギデنز (Anthony Giddens) は、「原理主義者」を「世界主義者」(cosmopolitan) に対置させる。後者は「多様な文化の存在を認め、対話と共存が必要とみなす」のに対し、原理主義者は「生きる道は一つ。他者は私に道を譲るべきだ」と考える、とする。さらに、ギデنزは、「世界には宗教の原理主義だけでなく、民族原理主義や国家原理主義も存在する。いずれも常に暴力とリンクし、極めて危険だ。日本も経験したことだが、原理主義は若者たちを巻き込み、一種の狂信主義に転じる。」と指摘している。（『読売新聞』二〇〇二年一月一四日、朝刊、一面、強調・根岸。）

(2) 人が選択を行なうというのは、自分では変えられない条件（これを「与件」と呼ぶ）の下で、ふつうは複数の選択肢のなかから、自分にいちばん都合がよいと考えられる選択肢を選ぶことである。その意味で、選択は「計算なく」の行為である。

ある活動主体 A（個人でも集団でもよい）が別の活動主体 B（個人でも集団でもよい）に力を行使するというのは、B のこの計算なくの行為に、A がつぎのように「干渉する」ことである。

A は B に、自分の得になる a 選択肢を選ばせたいが、B は b 選択肢を自分の得になると考えている。したがって、このまま放っておくと B は b を選んでしまう。そこで A は B に干渉する。その結果、B は、A の思惑通り、計算なくで a 選択肢を選ぶ。このような結果をもたらすために、A の干渉はつぎのように行なわれる。

A は、B には変えられないものとして、それぞれの選択肢とそれを選んだ場合に B が払わなければならない「代償」の「セット」を作る。その際、b 選択肢にはとてつもなく大きな代償（禁止的、たとえば、人質の命が失われる）が伴うものと思ひ込ませる。そうすると B は、その状況では a 選択肢とその代償（たとえば、人質の命は保障さ

れる)のセットを「まだまし」と計算して、そのセットを選ぶことになる。つまり、Bは結果的にa選択肢を選ぶことになる。「思い込ませ」は、実際にそのような代償を払わせた例を示すことによつてであつたり、実際はどうであれ、情報を操作して代償がそのようであると思ひ込ませたりしてもよい。」

以上は、Bがbという選択肢があることを知っている場合のAの操作だが、AはBがそれをまだ知らないうちに、知らせないよう干渉することもできる。すなわち、新たな選択肢の開発、伝播、学習という選択肢に禁止的代償を決めること(研究・教育、表現の自由の否定)がそれである。この手の一つが「教化」である。これは、いわば「a選択肢潰け」から逃れることに禁止的代償を設定することである。

以上、参照、田中宏「I 最大化行動としての権力」(田中宏『国家と権力の経済理論』慶應通信、一九九六年)。

- (3) 具体的な政治体制としては、独裁政治、専制政治、絶対主義の形態に結実する。「政治」の意味については、④(3)を参照のこと。

- (4) 「テロリズム」(terrorism)の定義としては、つぎの辞書によるものが明快である。すなわち、テロリズムは、the “unlawful use or threatened use of force or violence by a person or an organized group against people or property with the intention of intimidating or coercing societies or governments, often for ideological or political reasons” (American Heritage Dictionary, 3rd ed.)、¹⁾「政治的目的のために、暴力あるいはその脅威に訴える傾向」(『広辞苑』第五版)である。つまり、たんなる暴力(肉体的強制をともなう力)の行使とは異なり、特定の政府に特定の内容の活動を行なわせるための手段として用いられた場合のそれをいう。「力の行使」または「その脅し」は、それ自体が目的ではなく、テロを仕掛ける側の政治的要求を受け容れさせるために用いられる手段である。
- (5) イスラム教徒と原理主義者は同義ではない。

③ 自由とテロリズム

ブッシュ大統領が擁護する「自由」(freedom)は、the “state in which a man is not subject to coercion by

the . . . will of another or others” (人が他者の意思によって強制されることがない状態)であり、したがって “the possibility of a person’s acting according to his own decisions and plans” [without being] “subject to the will of another” (他者の意思に屈する「ことなく」、自分自身の決断とやり方にしたがって行動することができること)と捉えられる。⁽¹⁾ いいかえれば、自由の核心は、「人が自分の生き方を決める際に、他者からの妨害なしに選択ができること」にある。

この状態の実現が危うくなるのは、「他者からの働きかけが原因で、それがなければ選んだはずの選択肢が選べできない」状態が生まれる場合である。したがって、自由の確保のためには、この意味の「他者からの働きかけ」すなわち「強制力の行使」を排除することが必要である。

自由を確保しようという考えが政治の仕組みづくりに用いられると民主主義となる。ここでは、政府にどのような活動を行なわせるかに関して人びとが選択を行なう際に、「可能な限り多くの人」が「他者からの強制を可能な限り受けずに選択ができる」ようにするための配慮が払われる。⁽²⁾

すでに明らかにしたように、テロリズムは政治の場面で行使される強制力の最終的な形態であり、その意味で、テロリズムは自由および民主主義の対極に位置する。

(1) F. A. Hayek, *The Constitution of Liberty* (London: Routledge & Kegan Paul, 1960), pp. 11, 12. ここで自由は “a relation of men to other men” (ある人と他者の関係の一形態)である (op. cit., p. 12)。ハイエクの原文では、強制を生む「意思」に “arbitrary” の形容詞がついているが、かならずしもその必要はない。

(2) 民主主義についての詳しい考察は、④③を参照のこと。

④ 思考方法としての再行主義⁽¹⁾

では、原理主義の思考方法の対極にある「再行主義」の思考方法とは、どのような特徴をもち、原理主義とどのように異なるのであろうか。

ところで、その思考方法の全体像を論じる前に、つぎの点を指摘しておく。すなわち、ここでは、「自由はそれ自体が最終の目的ではなく、さらに先の一定の目的に対する手段として位置づけられる」という点である。この思考方法にあつては、思考の出発点に「だれにでも受け容れられる価値」をもつ特定の目的（実現が望まれる状態）が置かれ、その実現の手段（必要条件）の一つとして自由が位置づけられる。これは、「手段」であるという意味では、原理主義の思考方法におけるテロリズムの位置づけと同じである。

(1) 進歩とその普遍的価値

私たちが生きるということは、繰り返し繰り返し選択を行なうことである。一つの選択肢の選択に始まり、その実行、さらにその成果の評価までを、ボクシングに準えて「ラウンド」と呼ぶことにする。生きるとは、継続的なラウンドでの選択の繰り返しである。

ところで、「gradual betterment」すなわち「物事が次第によい方、また望ましい方に進み行くこと」は「進歩」(progress)と呼ばれる⁽²⁾。いいかえれば、進歩とは、「前のラウンドでの選択より、いまのラウンドでの選択の方が『好ましい』と判断されること」である。

具体的にどのような状態が生起すればそれを進歩と呼ぶかは、人によって意見が分かれる。しかし、進歩は、

それが「物事が次第によい方に進み行くこと」と定義される以上、「すべての人」がよしとして受け容れる性質（普遍的価値）をもっている。「進歩は良くない」という表現は、「だれか別の人が進歩だと評価する特定の状態を私は好ましいとは評価しない」ということを意味することはあっても、「私が進歩と認めるものは私にとって好ましくない」ということはあり得ない。

(2) 進歩の条件

具体的な内容は人によってまちまちであっても、人が進歩を手に入れるにあたって、だれにとつてもこれだけには必要だという条件（必要条件）がある。それは、進歩がだれにでも受け容れられる価値をもつことから、その同じ「だれにでも受け容れられる」性質の価値をもつことになる。

この共通の条件は、天才から凡人まで、善人から悪人まで、すべての人に当てはまる事実から導き出される。それは、「人は『間違いを起こす』可能性を否定することができない」という事実である。

(a) 「やり直し」(redoing) の機会

人が間違いを起こす可能性は排除できない。

間違いを起こす可能性が排除できないのであれば、いまのラウンドでの選択が前のラウンドでのそれに優って「好ましい」と評価される保証はない。直近の選択は「間違い」であったかもしれない。そうであるとすれば、つぎのラウンドで「選択のやり直し」ができることが、進歩すなわち「次第によくなること」の必要条件である。なぜなら、やり直しができなければ、間違いが固定されてしまうからである。私が進歩を手にするためには、「私」が「やり直しの機会」をもっていなければならない。

この「やり直し」の目的は、前のラウンドでの選択の間違いを正すことにある。⁽³⁾したがって、その選択がその目的に適うためには、やり直しをしようとする人が「これを選択することで間違いが正せる、事態がよくなる」と考える選択肢に、その選択を阻止する意図で他者が禁止的な代償をセットしていないことが条件となる。いいかえれば、「やり直し」には、選択に際して「他者による強制力の行使がないこと」⁽⁴⁾いいかえれば「自由であること」が不可欠の条件となる。

「やり直し」は、だれにでも受け容れられる価値をもつ「進歩」の必要条件であり、その価値を受け継いでいる。さらに、強制力の欠如すなわち「自由」は、「やり直し」の不可欠の条件であり、やり直しがもつ価値を受け継ぐことで、進歩がもつ普遍的価値を間接的に受け継いでいる。その意味で、自由の価値は、それを手段として実現が図られる目的としての進歩がもつ価値に由来する。

(b) 他者の役割

やり直しの機会は、「私」さえもっていればいい、すなわち、それで「私」の進歩は充分に保証されるのであろうか。

私たちの思考の資源——能力、時間、資金等——には制約があることから、自分一人で選択肢を考え出し、それを実行に移し、その結果を評価するよりは、他者の意見を聞き、他者の実際の生き方を見てそれを参考（見本例、反面教師）にした方が、より質の高い選択肢をより早く手に入れることが可能になる。場合によっては、他者に学ぶそのような機会なしには、よりよい選択肢にめぐり合えない——進歩が叶わない——ことさえある。

この意味で、「私」に確保するのと同じやり直しの機会を「他者」にも認めることは、「私」にとって有利であり、必要である。

ここに示した二つの条件、すなわち、(i)「自分がやり直しの機会をもっていること」、および、(ii)「他者にも同じやり直しの機会が与えられていること」の同時満足は、すべての人に共通して必要な「進歩の条件」であり、その意味で、進歩がもつ「だれにでも受け容れられる価値」(普遍的価値)を受け継いでいる。このことは、私たちの生活のすべての場面にあてはまる。

(3) 民主主義の政治制度

ところで、私たちは生きていく上で、一定範囲の人びと全員の一致協力が必要になることがある。たとえば、交通の安全の確保のためには、すべての運転者が、一般道では時速六〇キロメートル以上の速度で車を運転しないことが必要である。国家(政府)は、この種の協力状態を作り出し、維持することを目的として作られた社会的な装置である。「政治」とは、政府を用いてこの種の協力状態を作り、維持することにかかわる場面での出来事を指す⁽³⁾。

その政府にどのような活動を行なわせるかに関する選択においても「進歩」を確かなものにしようとするならば、その選択の過程で「やり直しの機会」を確保することが不可欠である。この機会の確保を目指して作り出されたのが、「民主主義の政治制度」である⁽⁶⁾。

政治の選択においても人は間違いを起す可能性があり、それが起こってしまった場合には、よりよい選択を目指しての「やり直し」を行なう必要がある。そのやり直しを可能にする仕組みが、具体的には、思想・表現・政治的活動の自由の保障、複数の政党の存在の容認、代表者を選ぶ定期的な選挙の実施、代表者の任期の限定とリコールなどである。また、こうして確保されるやり直しの機会を享受できる人の範囲を可能な限り広くする仕

組みが、具体的には、普通選挙制度や多数決などである。民主主義は、可能な限り広範囲な人びとが、政府活動に関しての選択で「やり直し」ができるよう、間違いが起きる前から制度的な準備をしておこうという構想である。

民主主義は、政治の場面での進歩を具体的にどう捉えるにかかわらず、私たちがそれを手に入れるための必要条件である。いいかえれば、民主主義は、政府にどのような活動を行なわせるかに関する選択における進歩を確かなものとするための不可欠の条件である。その意味で、民主主義は、進歩がもつ「だれもが受け容れる価値」(普遍的価値)を受け継いでいる、ということが出来る。

これとは対照的に、原理主義の政治制度は、一部の人が特定の原理にもとづいて指し示す特定の政府活動のみをよしとし、それをよしとしない人に対しては強制力を行使して——その人のやり直しの機会を奪って——までも、その特定の政府活動を実行に移そうとする仕組みである。その意味で、政治制度としての原理主義は民主主義の対極にあり、民主主義の価値とは対極の価値つまり「負の価値」をもつ。したがって、それは、「論理的に考えれば」、だれも受け容れるはずがないものである。

(4) 民主主義とテロリズム

では、民主主義の政治体制では、テロリズムにどう対処することが正当かつ必要であろうか。

はじめに解いておく必要がある誤解がある。それは、「民主主義は相対主義であり、相対主義であるならば民主主義を否定する考えもまた容認する必要がある」とする主張である。つぎに明らかにするように、政治の場面

で民主主義を生み出す思考方法としての再行主義は、この意味での相対主義ではない。

再行主義の思考方法では、思考の出発点に「進歩」が前提として置かれる。この前提には、定義上「正の価値」が付与され、したがって、それに「価値がある」ことは「だれもが受け容れる」とされる。いわば、それは「絶対に間違いないこと」であるとされる。また、もう一つの前提である「人が間違いを起こす可能性は排除できない」という認識も、事実として「絶対に間違いないこと」と考えられている。その意味で、思考方法としての再行主義は絶対主義の一つである。⁽⁷⁾

思考方法としての再行主義と原理主義とともに、思考の出発点に置く前提が「絶対に間違いないこと」と考える点では同じである。その違いはつきにある。

(i) 前者では思考の前提を絶対視する根拠の明示が試みられるのに対し、後者では「疑うべきではない」としてその明示が拒否される。

(ii) 前者では、思考の前提の論理的帰結として一義的に示す事項が「人が具体的な生き方を選択する『場の作り』」に限られるのに対し、後者では、それが「場の作り」と「具体的な生き方」の双方に及ぶ。

思考方法としての再行主義の特徴は、個人の具体的な生き方については一義的な判断を下さず、その選択を個人にまかせるところにある。その意味では、相対主義である。同時に、それは、個人が具体的な生き方の選択を行なう「場の作り」については、「可能な限り、強制の要素を排除し、やり直しの機会を確保すべし」を内容とする一義的な判断を下す。⁽⁸⁾ その意味で、絶対主義である。このように、再行主義の思考方法は、相対主義の側面と絶対主義の側面を合わせもっている。

再行主義は、この絶対主義の側面において、「進歩につながる個人の具体的な生き方の選択は『強制力を排除した場』においてのみ可能になる」と考え、この考えをどんな場合でも堅持する。ところで、人が選択を行なう場にそのような特徴をもたせるためには、それを阻止しようとする人びとの働きかけを排除する必要がある。したがって、再行主義では、「そのような場の創出、維持管理、および、防御のためには、他の手段が尽きた場合には、強制力の行使が正当かつ必要である」と位置づけられる。

したがって、再行主義にあつては、そのようなものとして作られた既存の場の存在を危うくする活動は、その影響が無視できる程に小さい場合を除き、他の手段が尽きた場合には暴力的手段に訴えても排除することが正当かつ必要だと考える。その暴力的手段の最終的な形態が「軍事力の行使」である。再行主義の思考方法にあつては、テロリズムを排除するための軍事行動は、このようにして正当化される。ただし、これは、テロ組織に対する軍事行動が、テロリズムがもつ「他者に強制されることなく意思決定が行なえる政治的環境を放棄させる効果」を排除する限りで正当化できるといふことである。したがって、具体的な軍事行動は、これを基準にその適否が判断される必要がある⁽¹⁰⁾。

同様に、再行主義は、そのような選択の場がまだ確立していないところにあらたにそれを作り出すための活動も、正当かつ必要として承認する。具体的にいえば、民主化を求める運動⁽¹¹⁾が、他の手段が尽きた場合に暴力的手段に訴えることは、「理論的には」正当かつ必要と位置づける。ただし、これは、その手段が、「他者に強制されることなく意思決定が行なえる政治的環境」を作り出す効果をもつ限りで正当化できるといふことである。したがって、民主化のためと称する具体的な行動は、これを基準にその適否が判断される必要がある。

ブッシュ大統領の主張は、彼の思考方法が再行主義のそれであると考えると矛盾少なく理解できる。彼は、自由にかげのない価値を認め、その対極にテロリズムを位置づけ、それに対する軍事力の行使は正当であると主張する。これらの論点は、すべて、再行主義の思考方法から出てくる。

自由とは他者からの妨害（強制）なしに選択ができることであり、テロリズムを最終の形態とする強制とは対極の関係にある。その価値は、定義上だれにも否定できない価値がある。「進歩」を入手するための手段（必要条件）としての価値である。この条件（自由）の放棄は進歩の放棄を意味し、どんな場合にも決して容認できない。したがって、その条件を壊そうとする活動は、最終的には軍事力を行使してでも排除することが正当であるし、またそうすることが必要でもある。ブッシュ大統領がとるであろう思考の筋道はこのように記述できる。

(1) 再行主義についての詳しい考察は、根岸毅「民主主義の価値の論証——『進歩』と『やり直しの機会』」（『法学研究』一九九二年一月）を参照のこと。

(2) *Merriam Webster's Collegiate Dictionary*, 10th ed. および『広辞苑』第五版。

(3) 日本語の「直す」は、他の動詞の語尾について、「間違いなどを訂正するため、もう一度ははじめから行う」の意味をもつ（『広辞苑』第五版）。

(4) 参照、②の第2の註に示した強制のメカニズム。

(5) 「国家」「政府」「国民」そして「政治」の捉え方の詳細については、参照、根岸毅「政治学とは何か」（根岸毅他『国家の解剖学』日本評論社、一九九四年）。

(6) 「民主主義」(Democracy) はつぎのように定義できる。すなわち、民主主義とは、「国家（政府）というしくみを使う機会をもつ人びと（使い手）〈有権者〉の範囲を、そのしくみが作用をおよぼす対象としての人びと〈国民〉のできるかぎり大きな部分としたうえで、その使い手の人びとに、そのしくみを使ううえでのやり直しの機会を最大限に保障すること」。参照、根岸毅「政治における試行錯誤の機会——もうひとつの民主主義論」（石川忠雄教授還暦記念論文集編集委員会編『現代中国と世界——その政治的展開』（慶應通信、一九八二年））。初出論文では「やり直

し」の代わりに「試行錯誤」の語を使ったが、後に上記のように改めた。

(7) さまざまな思考、思想、研究に、「絶対に間違いないこと」として前提される事柄がある。たとえば、「人の命に限りがある」こと、「生物種としてのヒトは酸素を吸入しなくては生命を維持できない」ことなどはその例である。この種の前提があるからといって、その思考、思想、研究の妥当性が直ちに疑われることはない。

(8) ただし、その方針にもとづく具体的な場の作り方については、試行錯誤が行なわれる。The Federalist は、この試行錯誤の過程の一事例の記録である。

(9) 進歩につながる個人の具体的な生き方の選択は、すべての人に「やり直しの機会」が確保された場においてのみ可能になる。そのやり直しの機会を確保するためには、「強制力の排除」いいかえれば「自由の確保」が不可欠の条件である。(4)(2)(a)参照。

(10) ①(2)最後の註参照。

(11) 再行主義では、「民主化」とは、「政府に実行させる活動の内容の選択を行なう場で、「可能な限り多くの人が、他者からの強制を可能な限り受けずに選択ができる」よう配慮することである。これを目的として展開される活動を「民主化運動」と呼ぶ。

再行主義の立場からは、「人権」は「個人がやり直しをするために必要な最低限の条件」をその内容とする可以理解できる。したがって、人権の確保は、民主化の不可欠の要素として位置づけることができる。

いわゆる「人権外交」のように、一国の民主化運動に対する外国の支援については、つぎのように考えることができる。その国において民主的な意思決定の場の実現を阻止している人びとの作為を排除することは、「進歩がだれもが認める価値をもつこと、すべての人にとってその種の場なくしては政治の場面での進歩がおぼつかないこと」から、理論的には、その人びとを含めすべての人に利益をもたらすはずである。また、理論的には、民主的な意思決定の場をもたない国の政府活動は、それがあった場合と比べるとより質が低い可能性が大きく(4)(2)参照)、それによって、一国の政府活動の影響が他国にも色濃く及ぶ現在においては、他国に「負の」影響を及ぼす可能性が大きい。この影響をそれを被る側が排除しようとするのは当然であり、そのための抜本的手段としてその国の民主化運動を支援することは正當かつ必要である。この意味で、一国における民主化運動に対する他国の支援——論理的には「内政干渉」

である——は、「理論的には」正当かつ必要と位置づけることができる。（これは、「内政不干渉の原則」の再検討の必要性を示唆している。もともとこの原則には、「外国の政変のために国内に直接急迫の危害をこうむるはあいをのぞき」というただし書きが付いている（参照、『政治学事典』平凡社、一九五四年、一〇二九ページ）。

これまで、アメリカ合衆国がしばしば展開してきた「人権外交」は、この文脈で正当化できる。ただし、これは、人権外交と称してとられる活動が、相手国の人びとが「やり直しをするために必要な最低限の条件」を手に入れるのに役立つ限りで正当化できるということであり、個々の具体的な活動に関しては、これを基準にしてその適否が判断される必要がある。また、人権外交を展開する側は、この意味での正当性をやみくもに主張するのではなく、その前に、その正当化の基礎である「思考方法としての再行主義」がだれにでも受け容れられる価値をもつこと、そこにおける「人権」の捉え方が文化横断的な受容可能性をもつことを、広く世界の人びとに伝え、普及させることが必要である。

⑤ 原理主義と民主主義

九月一日の事件は、私たちに、一つの態度決定を迫っている。本稿はこれを、「テロリズムを生みだす思考方法としての原理主義」と「反テロリズムの思考方法としての再行主義」という、異なる二つの思考方法の理論上の優劣の問題として受け取り、検討を加えた。以下がその結論である。

思考方法としての「再行主義」は、具体的内容は人によってまちまちだとしても、定義上だれもが価値ありとして受け容れる「進歩」を前提（目的）に置き、それを手に入れる際だれにとっても必要な条件（手段）を特定し、生活環境をその条件を満たすように形成しようという構成をとる。したがって、この思考方法をとれば、そ

れをとらない場合と比べると、だれもが「正の価値」をもつとして受け容れる「進歩」を、それぞれに手に入れることはより確実となる。

これに対して、思考方法としての「原理主義」は、上記の進歩の条件を否定する形に構成されている。ここでは、「物事が次第により方に進み行くこと」は偶然の賜物にすぎなくなる。したがって、それは、再行主義とは対極の価値つまり「負の価値」をもつ。

この意味で、再行主義は原理主義に根本的に優る。

さらに、思考方法としての再行主義の優位性はつぎのところにも現われる。

原理主義には、「思考の前提に特定の原理を置くことの妥当性を明らかにする根拠を示さない」という論理上の難点がある。そのため、原理主義の主張は、最少でも前提となる原理の数だけ存在することになる。また、同一の原理であつてもその解釈は様々でありえ、原理主義がこうあるべしとして指し示す事態は「論理的に」一つに帰することがない。その意味で、原理主義は、まさに神々の争い以外のなものでもない。この状況に決着をつけるためには、暴力的手段に訴える外に手はない。

これとは対照的に、再行主義は、思考の出発点に置く前提が、「定義上だれもが受け容れる（正の価値をもつ）事項」（進歩）と「事実としてすべての人にあてはまる属性」（人の間違う可能性）という「疑いえない」属性をもつことを明示し、その前提から、「論理的に考えれば」だれもが受け容れざるを得ない帰結を示そうとする。その論理構成と帰結に関しては、いまだ人びとの間で合意が得られないかもしれない。しかし、利点は、そこに合意の「論理的可能性がある」ことである。

意見の対立を血を見ずに収める論理的可能性があるという意味で、再行主義は原理主義に優る。

では、これらの思考方法がもたらす政治のあり方は、どのように比較できるであろうか。

再行主義の思考方法の政治上の帰結は、民主主義の政治制度である。それは、政府活動の選択における「進歩」を確かなものにするための必要条件として、その選択の過程に「やり直しの機会」を確保しようとする仕組みである。その意味で、それは、進歩がもつ「だれもが受け容れる価値」（普遍的価値）を受け継いでいる。

これに対し、「原理主義の政治上の帰結は、この対極の状態、すなわち、だれもがよしとする「進歩」を政治の場面で危うくする状況である。その意味で、原理主義がもたらす政治のあり方は、民主主義の価値とは対極の価値つまり「負の価値」をもつ。したがって、それは、「論理的に考えれば」、だれも受け容れるはずがないものがある。

以上に示したように、思考方法としての再行主義とその政治的帰結としての民主主義は、原理主義の思考方法とその政治的帰結に優る。したがって、九月十一日の事件との関連で具体的に態度決定を迫られた場合、私たちは、以上の理論上の結論に立脚して態度決定を行なうのが賢明である。⁽²⁾

(1) 前提とする原理が神のコトバであれば、(二神教の神であれば) 原理は一つ、その意味するところは一義的でなくてはならないはずであり、宗教が複数存在し、宗派が分かれるのは論理矛盾である。これは、神の名を借りてその実、人の思考が主役を演じていることの証拠である。

前提が人の思考の産物であれば、間違いの可能性は否定できず、無謬性を主張することはできない。その証拠が、人によって、異なる前提をたてることがあったり、同じ前提でも解釈が異なったり分派が形成されたりすることである。ここにあるのは、⑥(1)(b)で指摘するように、「思考の停止」以外のなものでもない。

(2) 具体的内容はなんであろうと、私が「進歩」と呼べるものを手に入れる——前のラウンドでの選択より、いまのラウンドでの選択の方が「好ましい」と呼べる——可能性を開くものと閉ざすものどちらを選ぶかと問われれば、

—前者を選ぶのが賢明であることは明らかである。

⑥ 問題の論理を超える側面

本稿で扱った類の問題に関して学問にできるのは、当該問題の論理の筋道の解明とそれを通しての人びとの説得までである。しかも、解明された論理が筋の通ったものであり、「論理的に考えれば」だれもが受け容れるはずのものであったとしても、人びとが実際にそれを受け容れ、実行に移すことの保証はない。本稿の場合でいえば、⑤までの議論を公にしても、人びとが実際に、再行主義に則つてものを考え、政治の場面で民主主義の仕組みを実際に作り維持することになる確約はない。

説得が失敗し、テロリズムを容認する思考方法をもち続ける個人または集団が残ると、一つの政治的要求が受け容れられても別の政治的要求が生まれれば、その個人または集団がその実現のためにまた暴力的手段に訴える事態が起こることは排除できない。

このような事態を避けるためには、人びとが再行主義の思考方法を受け容れるよう、さらには、政治の場面で民主主義の仕組みを作り維持することを目指して行動を起こすよう動機づける社会的環境の整備が必要となる。

(1) 思考の不健全さ

私たちの思考は、いくつかの要因によって、その健全さが損なわれる可能性をもっている。健全さが損なわれた思考は好ましくない判断を生む。本稿で試みた類の考察の結論が——論理的には充分筋が通っているとしてみても——受け容れられないのも、その種の判断の一例である。

その種の判断の効果がその判断を下した人のみに及ぶ場合は、まわりからとやかく言う必要はない。しかし、その判断にもとづいて政府活動が行なわれるとなると、その影響は一国の国民全員に、いや相互依存が深まった国際政治の現状では他国にも及んでいく。

その意味で、政治の領域に健全さに欠ける思考方法が持ち込まれることを防ぐことは必要である。

(a) 思考能力の発達環境の整備

私たちの思考の健全さを損なう要因はいくつか考えられる。

その一つが、思考の「論理性の欠如」である。論理的に考える能力は、訓練（教育）によって培うことができる。

また、別の一つを示す例として、たとえば、頑固な喫煙者の場合を考えてみよう。現在の医学は、喫煙の生活習慣と死に至る可能性の大きい病——肺ガンなどの悪性腫瘍類、脳や心臓の疾患——の間の関係を、科学的根拠にもとづいて明らかにしている。それにもかかわらず、いやそれを重々知りながら、遠い将来に払うことになる「代償」の大きさを過小評価して、喫煙を止めようとしなない人たちがいる。⁽¹⁾ ここには、「現実を直視したくない」という感情が働いている。

人がこのような思考のし方から抜け出して、健全な選択を行なうためには、「自己客体視」の能力と「認知的柔軟性」が必要である。⁽²⁾

現在とくに途上国では、子どもたちに、論理的に考える能力、自己客体視の能力と認知的柔軟性を身につけさせる社会的環境が十分に整っているとはいえない。⁽³⁾ 思考方法としての再行主義がここに示した意味での「思考の健全さ」があつてはじめて可能になるとすれば、再行主義を広く普及させるために、国を問わず、健全な思考能

力の発達を子どもたちに可能にする——教育、中間的共同体、家計の整備のための——社会的環境づくりに努める必要がある。途上国援助の一つの意義は、この関連で捉える必要がある。

他国の教育、中間的共同体、家計のあり様を左右しようという働きかけは、相手国の同意なしに行なうことは難しい。同意を得た上で行なわれる場合でも、その働きかけは、「子どもたちに、論理的に考える能力、自己客体視の能力と認知的柔軟性を身につけさせる」効果をもつ限りで正当化できる。したがって、そのための具体的な活動は、これを基準としてその適否が判断される必要がある。⁵⁾

(b) 政教分離の政治制度の確立

人の思考の健全さは、別の要素によっても損なわれる。多くの人びとが上に指摘した思考の能力を最低限は身につけていると考えられる社会でも、「特定の原理に対する盲信や妄信」が、一部の人びとをして不健全な思考を行なわせている。盲信・妄信とは、「根拠（理由）として物事の筋道（わけ）を明らかにせずに、正しいとして疑わないこと」をいう。⁶⁾ ここには、「思考の停止」がある。

原理主義の思考方法では、思考の前提に置く特定の原理は論理的根拠の吟味を拒否して絶対視される。その意味で、これは盲信、妄信の一事例である。すでに指摘したように、政府活動がこの意味での健全さに欠ける思考にもとづいて行なわれることになると、その負の影響は無視できない広さと重さをもつ。

盲信・妄信は、宗教の教義に対して起こりやすいが、それだけには限られない。このことと考え合わせると、「政教分離」の政治制度は、たんに盲信や妄信が起こりやすい「宗教」の領域を「政治」から分離することを超えて、「政治の領域から原理主義の思考方法一般を排除しようとする構想」と理解することが必要である。したがって、思考方法としての再行主義をよしとする立場からは、この意味での政教分離の制度の確立に積極的に努

力することが求められる。

この理解に立てば、政教分離にいう「宗教」はすべての原理主義を指し、それはすべて政治の領域から排除される必要があることになる。論理的には、この排除対象にはマルクス・レーニン主義も含まれる。⁽¹⁾ 政治学には、「民主主義の政治体制にあっては、原理主義の思考方法にもとづく政治活動の主体の存在を、どのような状況において容認し、どのような状況では容認しないのか」の検討が求められている。

(2) 他の目的の重み

かりに再行主義が思考方法として受け容れられたとしても、その結果、政治の場面で民主主義の仕組みがかならず作られることになるとは限らない。

政治上の再行主義すなわち民主主義は、人が生きていく上で「進歩」を確保しようとするところにその出発点がある。それは、まずは生きていくことが叶わなければ意味をもたない。したがって、「どういう形でもいいからまず生きていくこと」は民主主義の前提条件であり、それが危うくなった状況では、進歩の価値は生存のそれに道を譲らざるを得ない。⁽⁸⁾

一般的に言えば、他の目的の価値が進歩の価値に優ると考えられる場合には、政治の場面での進歩の必要条件としての民主主義の実現は二の次とならざるを得ない。ただし、上に指摘した状況での「どういう形でもいいからまず生きていくこと」以外には、進歩の価値に優るものはないと考えられる。

このような状況にあっても、政治の場面で民主主義が実現するにこしたことはない。とすれば、それに向けての環境整備として、身体の安全を保障する治安の維持と食料の確保がはかられる必要がある。途上国に対する食

料援助および他国に治安維持のために干渉することの一つの意義は、この関連で捉える必要がある。

他国に対する食料援助も治安維持のための介入も、相手国の同意なしに行なうことは難しい。同意を得た上で行なわれる場合でも、その働きかけは、「民主的な意思決定の場を生みだす」ための前提条件を満たす効果をもつ限りで正当化できる。したがって、そのための具体的な活動は、これを基準としてその適否が判断される必要がある。⁽⁹⁾ とくに注意が必要なのは、治安維持の介入が、民主主義実現のための環境整備を標榜しながら、その実、自国の権益の拡大を主眼とする場合がおおうにしてあるからである。

(3) 多数派に求められる配慮

もう一つの問題はつきにある。それは、民主主義の制度の下にありながら、政府に実行させる活動についての集団的意思決定の結果、自分の主張が活かされない立場に「継続的に」立たされていると考える人びと(少数派)の処遇の問題である。この問題は、それが起こっている場が民主主義であることから、多数派の人びとには「民主主義への挑戦」と理解されてしまうところに混乱の原因がある。

基本的には、この人びとも、つぎのラウンドの選択では別の立場に立つ可能性をもっており、選択のやり直しの機会が否定されているわけではない。また、民主主義の価値を理解している人びとには、つぎのラウンドを待つ心構えはあると期待できる。したがって、ここに、理論的にはなんら問題は存在しない。しかし、つぎの点には、いま自分の政治的主張が活きている立場の人びと(多数派)の側での配慮が必要である。

「多数派」の地位は、意思決定の単位となる人びとの範囲に相対的に決まる。非政治的単位の場合は、意思決定の単位自体の作り替えが行ないやすく、自分の主張が活かされていないと考える人びとは、みずからそれが活き

る単位を作り、そちらに移れば問題は解決する。⁽¹⁰⁾

ところが、政治的意思決定の単位すなわち国家の場合は、その単位の作り替えがたやすくは行なえない。特定の集団を固定的に少数派の立場に留める結果をもたらす状況に現在の多数派が大きな利益を見出すとき、現在の政治的意思決定の単位における多数決の結果は固定化されることになる。この場合、少数派による意思決定単位の作り替えの要求は、おうおうにして武力行使に至ることがある。⁽¹¹⁾

この種の要求自体は、人が具体的な生き方を選択する「場」の整備（創出、維持管理、防衛）にかかわる主張であり、そのための武力行使は、整備しようとする場の属性が民主主義の条件を満たすのであれば、民主化運動と同質であり、理論的には同じ根拠によって正当化される。したがって、少数派による意思決定単位の作り替え要求の行動も、それを抑えようとする多数派の行動も、ともに、この観点からその適否が判断される必要がある。その際、とくに配慮が求められるのは、現状維持によってみずからの利益を確保できる多数派の人びとの側である。

さらに、もう一つ、民主主義の政治制度の下で起き、一般に意識されにくい問題がある。

多数決の結果は少数派にならかの不利益をもたらす。しかし、民主主義の存在理由が「やり直し」の機会確保にある以上、その不利益は、少数派の人びとを「やり直し」のできない状況に陥れるものであってはならない。具体的には、多数派の人びとは、(i)「やり直しの効かないことはしない」、(ii)「少数派にやり直しができるように、再起のための最低限の条件は整える」ことに留意する必要がある。

多数派の人びとは、みずからの意思に従って決めた政府活動が、この二つの条件を満たしているかにつねに意を用いる必要がある。すなわち、少数派がこの条件の損なわれた状況に立たされていないかにつねに配慮し、そ

うであるとすれば、この二つの条件を満たすための事態の改善に努める必要がある。そうすることによって、少数派の人びとも、構想としてまた実際の生き方として、そこから多数派の人びとが学びうる選択肢を提示できるようになる。

国内の問題としてのいわゆる「セイフティ・ネット」の整備、国際問題としての先進諸国による途上国援助は、(ii)の観点からの配慮の延長線上で行なわれる必要がある。⁽¹²⁾

(1) 科学的知見にもとづけば、私たちに開かれた選択肢は、基本的には、「喫煙しない(重大疾患の可能性小)」と「喫煙する(重大疾患の可能性大)」の二つである。頑固な喫煙者は、それぞれの選択肢と代償のセットから得られる利得を計算するにあたって、現時点で喫煙から得られる利益を意識的または無意識に過小評価している、遠い将来の時点で罹るかもしれない疾病で失う利益を意識的または無意識に過小評価している、と考えることができる。ここには、「現実を直視したくない」という感情が働いている。頑固な喫煙者も、あとで病に罹ってしまったときには、ほぼ例外なく後悔し、自分の過去の選択の「不健全さ」を嘆く。

(2) 「自己客体視」とは、「自己の思考や行為を対象化して距離を置いた視点から見つめる」能力のことである。「認知的柔軟性」とは、「他者の異なる認識や見解を歪曲することなく受容し、自分のそれまでの考えや行為をその異なる認識や見解との関連で検討し、必要とあればそれを柔軟に修正していく能力」のことである。(参照、施光恒「可謬主義的リベラリズムの政治制度」二〇〇〇年度慶義塾大学博士論文、第四章。)

(3) 思考の論理性は教育によって獲得できる。また、自己客体視の能力と認知的柔軟性を身に着けるためには、「親密な人間関係を含み持つ中間的共同体の維持や公教育の制度、子どもにとつての良好な家庭環境の確保に見合った経済水準の維持を目的とした児童福祉の制度」が必要である。(参照、施論文、第五章。)

(4) 一国の政府活動の影響が、ますます他国にも色濃く及ぶようになってくることを考慮して。

(5) かりに相手国の同意なしに行なわれたとすると、それは占領統治、植民地統治に類するものになってしまうであろう。これは、上の基準を超える効果を広範に含み、決して正当化できるものではない。

(6) 「盲信」とは「わけもわからずに信じこむこと」であり、「妄信」とは「理由もなく信ずること」とであるとされる

『広辞苑』第五版)。

(7) 参照、②の最初の註におけるギデンズの発言。

(8) 「飢餓にさらされ、内戦で死に直面した人々にとっては、自由とか民主主義とかは知ったことではない。彼らにとって一番切実なのは、明日死なないこと、食べ物があふ……ことだ。」塩野七生の発言(『読売新聞』二〇〇二年一月四日、朝刊、一面)。

(9) かりに相手国の同意なしに行なわれたとすると、それは占領統治、植民地統治に類するものになってしまわう。これは、上の基準を超える効果を広範に含み、決して正当化できるものではない。

(10) 現在所属しているテニス・クラブの運営のし方に不満がある人は、自分で別のクラブを創設すればよい。

(11) 少数派による意思決定単位の作り替えの要求の例として、東ティモール独立の運動をあげることができる。

(12) 再行主義では、個人が具体的な生き方の選択を行なう「場の作り」に関して、「可能な限り、強制的要素を排除し、やり直しの機会を確保する」ように「場の創出、維持管理、および、防御」を行なうことが正当かつ必要だと考える(参照、④(4))。④および⑥で論じた社会的環境整備のための具体的な活動(手段、策)は、その機会の確保の観点からは、つぎのように位置づけることができる。

〔手段1〕

それを講じることの結果、意思決定の「やり直しの機会」がただちに増減するもの。すなわち「意思決定の場の操作」。

・ 創出の効果がある操作：民主化運動〔④(4)〕、意思決定単位の作り替えの要求〔⑥(3)〕

・ 維持管理の効果がある操作：思考能力の習得(教育、中間的共同体、家計の整備)〔⑥(1)(a)〕、思考停止の回避(政教分離の政治制度の確立)〔⑥(1)(b)〕、再起を可能とする環境の確保(セイフティ・ネットの整備、途上国援助)〔⑥(3)〕

〔⑥(3)〕

・ 防御の効果がある操作：強制力の排除すなわち自由の確保〔④(2)(a)〕、テロの排除(軍事力の行使)〔④(4)〕

〔手段2〕

それを講じて、意思決定の「やり直しの機会」はただちには増減しないが、「意思決定の場の操作」のための環

境を整備し、その操作の仕方によっては「やり直しの機会」が促進または抑制されるもの。

・創出、維持管理、防御のための環境の整備：生存の保障（治安維持と食料確保）〔⑥②〕

⑦ 政治学者の責任

思考方法としての再行主義に関して私が本稿で展開した議論は、政治学でも試みられることが少ない類の論究である。私の議論も、日本語の著作としては一九八二年と一九九二年に、英語版は二〇〇一年七月に公表したばかりである。⁽¹⁾つまり、研究者の間でも、結論について意見の一致があるところか、それが適切な研究課題であることも一般に認知されていない。

政治学者を含む社会科学者の多くは、この種の問題に関心を示すことが少ない。この種の「価値の問題」は「科学の扱える範囲を逸脱している」として、手を着けない傾向がある。

考えてみれば、現在と同じ「思考方法としての原理主義と再行主義の対決」の状況は、一九九一年のソ連邦の崩壊の際に意識されたはずである。その際、大方の政治学者、社会科学者は、事実としてのソ連邦の退場をもって「マルクス・レーニン主義の理論的打破」がなったものと錯覚し、この問題の理論的考察を充分には行なわなかった。私たちは、重要な研究課題の一つに答を出す努力を怠ってきたことを認めなければならない。

私は、これは政治学者の怠慢であり、九・一一テロ事件の責任の一半は政治学者にあると考えている。専門家が手を着けない問題に対する答を基礎にしてはじめて可能になる、「テロリズムを生みだす思考方法としての原理主義」と「民主主義を生みだす思考方法としての再行主義」の対立状況での「適切かつ筋の通った」態度決定を、一般の人びとにどうして期待できようか。

(1) 根岸毅「政治における試行錯誤の機会——もうひとつの民主主義論」(一九八二年)、および、根岸毅「民主主義の価値の論証——『進歩』と『やり直しの機会』」(一九九二年)、および、Negishi, Takeshi, “A Demonstration of the Value of Democracy: ‘Progress’ and ‘Opportunities for Redoing,’” *Keio Journal of Politics*, No. 11, 2001.